

1	0	年	保	存
機	密	性	2	
平成 26 年 12 月 22 日から				
平成 36 年 12 月 21 日まで				

基監発 1222 第 2 号  
平成 26 年 12 月 22 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
( 契 印 省 略 )

監督業務の遂行に当たって生じた法令等の疑義照会について

臨検監督、司法処理等の監督業務の遂行に当たって生じた関係法令の適用、関係通達の解釈、運用等に係る疑義の照会については、今後、別紙により、当該監督係あて行われたい。

なお、疑義に係る貴局見解について、十分検討した上で、当該疑義が解消されなければ事案の完結に至らないなど監督業務の遂行に著しい支障を来すものについては様式 1 を、それ以外のものについては様式 2 を用いること。

おって、平成 16 年 7 月 22 日付け基監発第 0722001 号「監督業務に係る法令等の疑義照会方法の統一について」は、本通知をもって廃止する。

別紙

事務連絡

平成〇年〇月〇日

厚生労働省労働基準局監督課長 殿

〇〇労働局労働基準部長

( 公 印 省 略 )

監督業務の遂行に当たって生じた疑義について (照会)

標記について、別紙 (様式1又は2) のとおり照会しますので、ご回答下さい。



## 疑義照会について

照会局	( ) 局労働基準部
疑義が生じた 監督業務	1 事業場名 (業種： 労働者数： ) 2 平成 年 月 日に実施した監督指導 3 平成 年 月 日に着手した司法処理 4 その他 ( )
疑義概要	1 法令 ・ 通達 ・ その他 ( )  2 疑義の具体的内容   3 本省回答期限 (希望)
局の見解	1 結論    2 理由